

第3回～第6回条例検討会の概要について

1. 第3回（H25. 8. 22）

（1）条例検討会の今後の進め方について

○ 了承された事項

- ① 各障がい特性の理解を深める機会を設けること
- ② 第5回・第6回検討会での差別事例の分析を、ワーキンググループ形式で行うこと
- ③ 委員の方々から、全事例に対する解決方法を一次意見として募集すること

（2）その他の意見

- ① 条例制定後、どのようにして条例を市民に広めていくかを考えていく必要がある
- ② 行政動向（国の基本方針、国の事業者に対する対応方針、国の教育分野の動向）について、どこかで勉強する機会を設けてほしい

2. 第4回（H25. 9. 19）

（1）条例検討会の今後の進め方について

○ 了承された事項

- ① 障がい種別ごとではなく、福祉や医療、教育などの分野ごとに事例検討を行うこと
- ② グループ検討後に、全体の報告会を2回設け、障がい者団体選出委員に全事例に対して発言する機会を設けること
- ③ 各グループに進行役を配置すること

（2）各障がい特性について

検討委員になられている7団体の方々から、各障がいの特性・特徴や生きづらさ、特性により差別になりやすい事項などについて発表してもらい、障がいや障がい者に対する理解を深めた

3. 第5回（H25.10.17）・第6回（H25.11.21）ワーキンググループ

○ 差別事例に対する解消策として出された主な意見

- （1）差別解消推進委員会を設置し、差別を無くす取組みを行っていくべき
- （2）障がいのある人の差別事例や訴えを吸い上げる仕組みが必要であり、“相談・紛争解決機関を設置すべき
- （3）事業主にも契約相手を選ぶ権利はあるが、きちんとした事前説明や、断る際の合理的理由の説明が必要
- （4）盲導犬を同伴する障がい者の利用を断らないようにするため、既存の法律（身体障害者補助犬法）の周知や研修を行う必要がある
- （5）行政だけではなく、障がい当事者が障がい者差別を無くす取組み（周知啓発・研修）をすべきではないか
- （6）障がい者への対応が優れた施設を市報等で掲載するなど、企業側にメリットがある仕組みがあると良い
- （7）小中学生でも理解できるよう、条例の条文はわかりやすくすると良い
- （8）条例にすべてを盛り込むのは難しいので、委員の意見を基にガイドラインを作成する必要がある
- （9）合理的とはどこまでかわからないが、それはひとつひとつのケースの事後対応において個別具体的な線引きをし、積み上げて、ある程度の基準ができるとよい。
- （10）“本人の直筆でなければ認められない”や“物の場所を教えてと頼んだら文句を言われた”などは明らかな差別であるので、差別事例の代表例として条例の中で具体的に示す必要がある
- （11）市民において、点字ブロックへの理解がない。→理解を深める活動を行う必要がある。
- （12）スロープが出せない理由や場所をHPやマップなどで利用者に伝えることができれば、みんなが納得する。障がい者団体に対して情報提供も行うべき。→市民に情報提供を行い、理解・協力を求めることが必要
- （13）なぜ入居を断るのか、家主はきちんと説明する義務がある。

4. その他

第4回検討会で発表のあった各障がいの特性・特徴や生きづらさ、特性により差別になりやすい事項などについてをパネル化・冊子化し、様々なイベントで障がいや障がい者に対する理解を深めるための周知啓発を行っている。（※「【参考資料4】障がいのあるなしにかかわらず安心して暮らすことのできる共生社会を目指して」参照）

寄せられた差別事例を市役所全体に周知し、できるものから改善を図っている。

